

空気環境配慮住宅認証制度の概要

項目	内容	備考
対象物件	戸建住宅又は集合住宅	新築
認証制度利用価格	20,000円/件	評価対象室は全居室
認証対象物件	品確法・住宅性能表示制度6-1、6-2、6-3(空気環境)	建材F★★★★仕様 24H換気(計画換気)
測定対象	ホルムアルデヒド/TVOC(参考) 換気状態	全居室測定
測定方法	KJK空気環境測定	
評価基準	KJK空気環境評価基準	
測定者	健康住宅スペシャリスト・光視環境診断士 (NPO法人日本健康住宅協会認定資格者)	KJK空気環境評価書
説明者	上記資格者及び健康住宅アドバイザー (NPO法人日本健康住宅協会認定資格者)	KJK配慮事項説明書
空気環境認証制度の流れ	①NPO法人日本健康住宅協会HPよりWeb申込 ②特認委員からNPO法人日本健康住宅協会に診断所見書を提出 ③空気環境診断士が仕様確認書・配慮事項説明書を作成 ④NPO法人日本健康住宅協会が光視環境配慮住宅認定証を発行 ⑤認証書類一式を住まい手に説明と提出 ※建物完成前2週間なら申込受付可能	

6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)

居室の内装の仕上げ等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策を表示します。

対策としては、以下の3つが採り上げられています。

製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する

工業的にホルムアルデヒドを使用しない無垢材は、ホルムアルデヒドの発散による健康への影響を防止する上で有効な材料です。

特定建材(ホルムアルデヒドを発散する可能性のある材料として、建築基準法によりそのホルムアルデヒド放散量に応じて

使用が制限されている建材)を使用する

その他の建材を使用する

さらに、「特定建材を使用する」ことを明示する場合には、ホルムアルデヒド発散等級を表示します。

ホルムアルデヒド発散等級

居室の内装の仕上げ等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさを表示します(等級3~1)。

等級は発散量の少なさを示しており、日本工業規格(JIS)や日本農林規格(JAS)の基準と連携しています。

等級3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
等級2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)
等級1	その他(天井裏等にあつては「1」と表示されます。)

換気対策に関しては、次の項目があります。

6-2 換気対策

室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策として、次の2つの対策があります。

居室の換気対策

機械換気設備(建築基準法に適合)の有無、無い場合はその他(隙間が多い伝統的な構造・工法など)を表示します。

機械換気設備：建築基準法施行令第20条の6第1項に適合する換気対策を有するものを対象としています。

その他：上記に該当しない場合。

局所換気対策

換気上重要な便所、浴室及び台所のそれぞれについて、機械換気設備、換気窓の設置の有無を確認し、表示します。

次の項目は、住宅の完成後まもなくの段階で、空気中の化学物質の濃度を測定するもので、選択表示事項(オプション)です。

従って、申請者が評価対象・表示対象とするか否かを選択することができます。

6-3 室内空気中の化学物質の濃度等：選択表示事項、建設住宅性能評価のみ

評価対象住宅の空気中の化学物質の濃度及び測定方法を表示します。

ここで対象とする化学物質は、健康への影響の可能性のある化学物質のうち「特定測定物質」として選定した、

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンです。

この項目を選択すれば、ホルムアルデヒドの測定は必須となります。